

令和7年度 寄付つき商品開発普及事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）が取り組む寄付つき商品開発普及事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、県民の寄付を通じた社会貢献への参加意識を高めていくとともに、企業や飲食店等（以下「企業等」という。）のCSR活動に寄与することを目的とする。

(内容)

第3条 本事業は、県内の企業が販売する商品の売上金の一部及び県内の飲食店等で飲食された代金の一部を地域課題や地域活性化に取り組んでいる団体（以下「活動団体」という。）へ寄付すること等のため、センターに申請のあった企業と登録団体をマッチングする事業である。

2 本事業は以下の（１）～（４）の事業を実施する。

（１） お買い物チャリティー

指定した商品の売上金の一部を寄付する取り組み

（２） とっとりカンパイチャリティー

指定した飲食代金の一部を寄付する取り組み

（３） とっとり世界子どもの日寄付キャンペーン

11月20日から12月31日に実施するキャンペーン

（４） 県民の寄付参加意識を高める活動

(実施期間)

第4条 実施期間については、各参加企業等が登録申請書（企業・事業所用）（様式1）または登録申請フォーム（企業・事業者用）に記載した期間とする。

(寄付先団体の募集)

第5条 センターは、寄付金の受け入れを希望する活動団体を募集する。登録を希望する活動団体は団体登録用紙（様式2）または団体登録フォームから登録を行う。

(参加企業等の募集等)

第6条 参加を希望する企業等は、寄付つき商品とする商品及びその売価、1点当たりの寄付単価または寄付割合、寄付をする団体（以下「寄付先団体」という。）及び目標金額を登録申請書（様式1）または登録申請フォーム（企業・事業者用）に記載し、センターへ参加申し込みをする。

2 参加企業等が寄付先団体を決定できない場合は、センターが参加企業等の要望を踏まえて寄付先団体を決定し、参加企業等へ報告する。

(広報活動)

第7条 センターは、ホームページに本事業を掲載する等広報に努める。

2 参加企業等は、本事業の事前及び実施期間中の広報物表示や、キャンペーングッズの設置等により広報に努める。

(寄付金額の報告)

第8条 参加企業等は実施期間終了後、1か月以内に寄付金額報告書（企業・事業所用）（様式3）または寄付金額報告フォームにより寄付金額等をセンターに報告する。

(寄付金贈呈式の開催)

第9条 センターは、寄付金の受け渡しに当たって、原則、参加企業等の立会いのもと「寄付金贈呈式」を開催する。ただし、企業等の希望等によってはこの限りでない。

（活動報告書の提出・公開）

第10条 寄付先団体は、本事業の寄付金受領から1年以内に、寄付金により実施した活動を事業報告書（団体用）（様式4）により作成し、センターへ提出する。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。